

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 31-10)

整理番号	201-0002	調製年月日・契機	令和 2 年(2020年) 3 月26日			・ 第116条の 2 第 1 項			
所在地	八王子市諏訪町270番の一部				(地番)	八王子市諏訪町263番 1			(住所)
訂正年月日・契機		令和 2 年(2020年) 5 月25日・第116条の 3 第 3 項							
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		日新電子工業株式会社 八王子工場				面積	91.89 0 m ² (汚染地)	5,061.15 m ² (調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項				—					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容				—					
当該土地に第122条第 1 項第 2 号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				—					
当該土地が第54条第 3 項第 1 号に該当する場合は、その旨				—					
当該土地が第55条第 3 項に該当する場合は、その旨				—					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出 区域に指定された区域を含む場合は、その旨				—					
備考				—					
土壌の汚染状況	報告受理年月日		特定有害物質の種類		適合しない基準項目			汚染状況調査の受託者	
	令和 2 年 (2020年) 2 月21日		鉛及びその化合物		含有量基準・ 溶出量基準 ・第二溶出量基準			株式会社環境管理センター	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				

[illegible]

1. 目的

調査対象地では今後予定されている土地の改変行為に伴い、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の規定により、土地利用の履歴等調査を実施した。その結果、土壤汚染の可能性を否定できない事業所が確認された。

そのため、調査対象地における土壤汚染の有無を把握することを目的として、本調査を実施した。

2. 調査対象地及び調査・分析機関

(1) 調査対象地

東京都八王子市諏訪町 263 番 1 (住居表示)

東京都八王子市諏訪町 263 番 1、263 番 10、266 番、270 番、272 番 (地番)

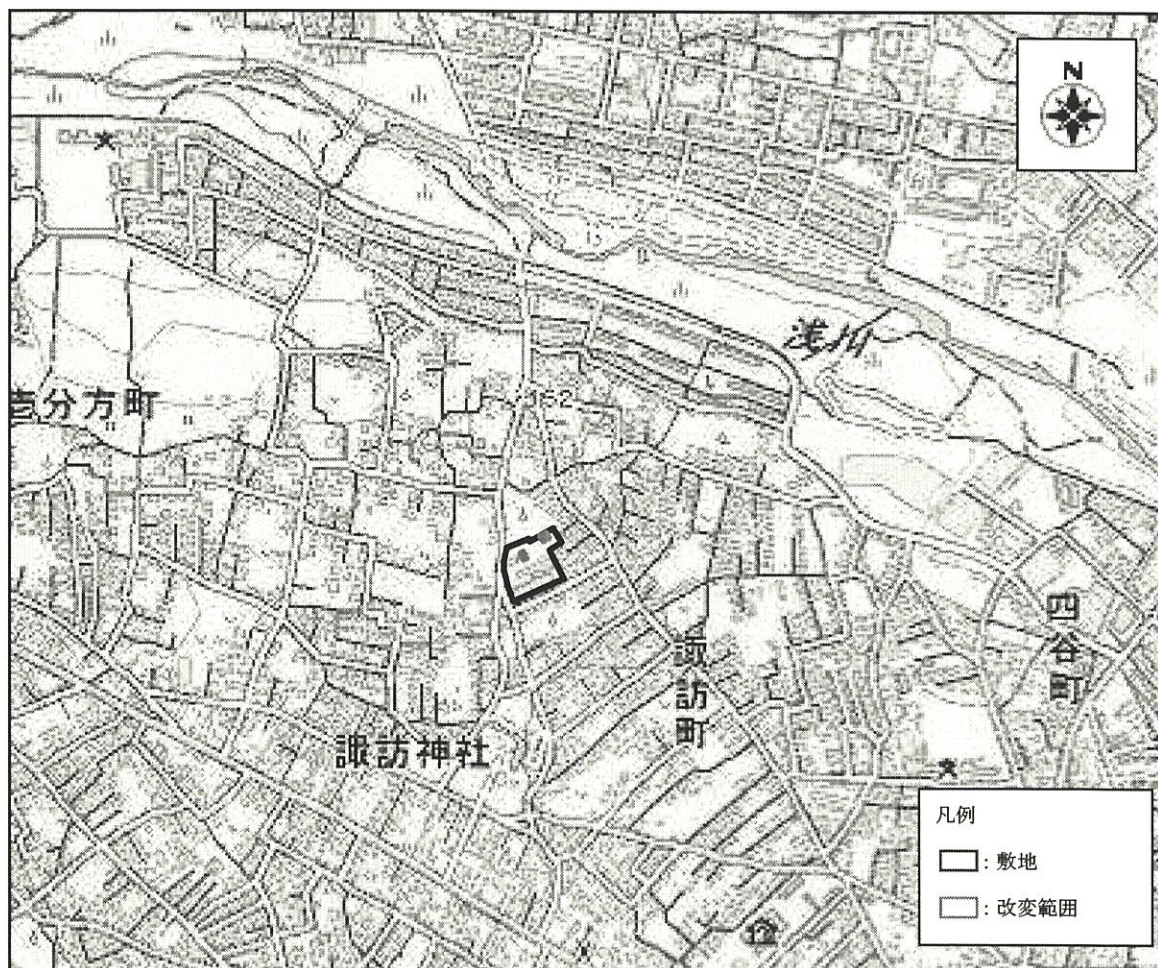
敷地面積 (調査対象敷地面積) : 5,061.15 m² (登記簿)・・・工場敷地全体

うち改変面積 : 176.43 m² (CAD 求積面積)

(現状復旧工事 : 84.54 m²、土壤汚染対策工事 : 91.89 m²)

用途地域 : 準工業地域

対象地を図 2-1 に、公図の写しを図 2-2 に示す。



「この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから提供されたものである。」

図 2-1 対象地位置

(3) 調査項目

①現工作課（旧サーチコイル室）における特定有害物質は、1, 1, 1-トリクロロエタンを対象とした。／

②工場内の作業場における特定有害物質は、鉛を対象とした。／

③塗装場における特定有害物質は、第二種特定有害物質の項目を対象とした。／

なお、1, 1, 1-トリクロロエタンには分解生成物が存在するため、分解生成物のクロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレンについても調査項目の対象とした。／

調査項目一覧を表 5-1 に示す。

表 5-1 調査項目一覧

調 査 項 目		①現工作課 (旧サーチ コイル室)	②工場内の 作業場	③塗装場
第一種有害物質	土壌ガス調査	クロロエチレン	○／	－
		1, 1-ジクロロエチレン	○／	－
		1, 1, 1-トリクロロエタン	○／	－
第二種有害物質	土壌溶出量・土壌含有量調査	カドミウム及びその化合物	－	－
		シアン化合物	－	－
		鉛及びその化合物	－	○／
		六価クロム化合物	－	○／
		砒素及びその化合物	－	○／
		水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	－	○／
		セレン及びその化合物	－	○／
		ほう素及びその化合物	－	○／
		ふっ素及びその化合物	－	○／

備考) ○は調査対象項目を示す。

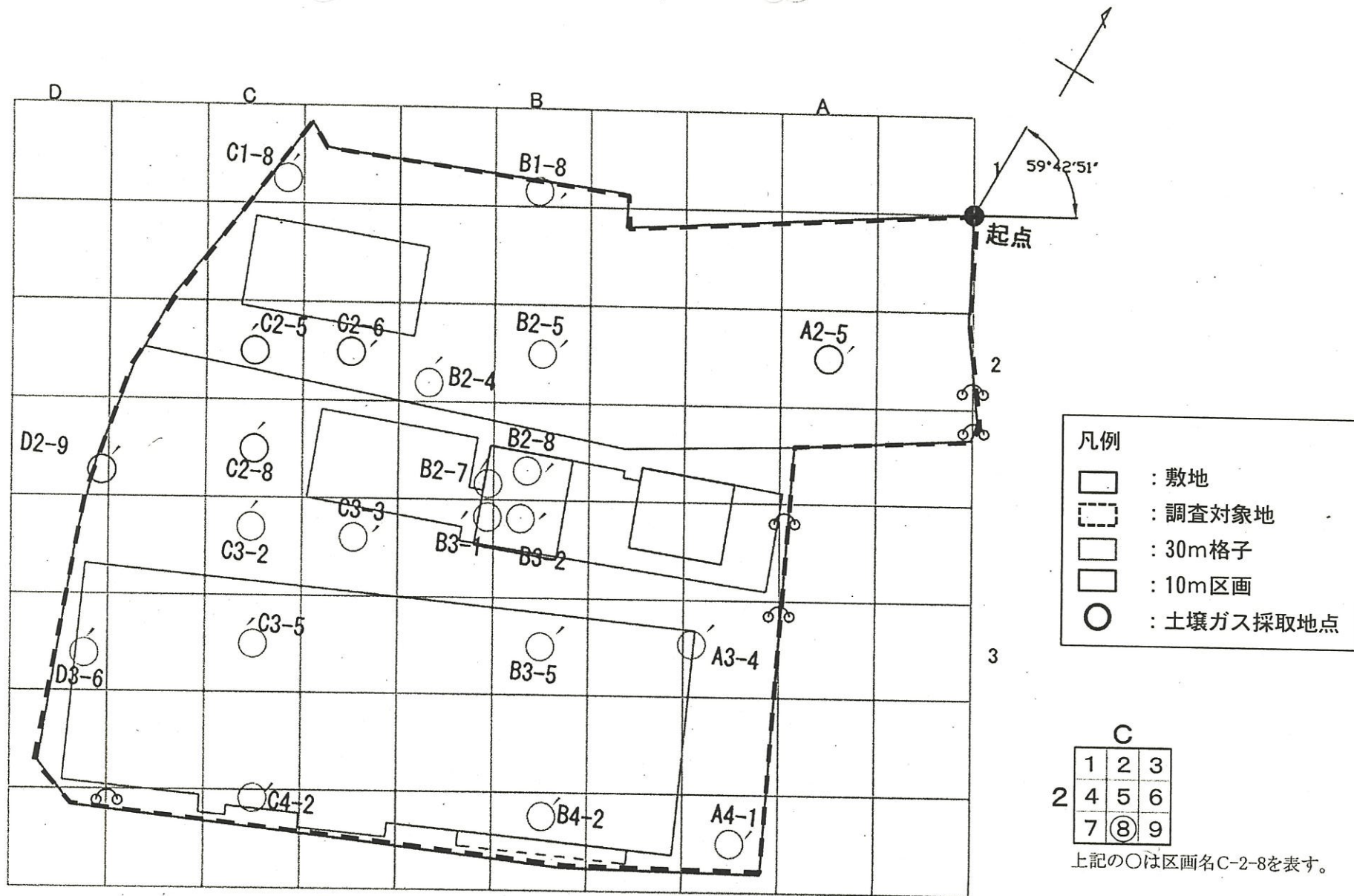


図 5-4 調査地点 (第一種特定有害物質)

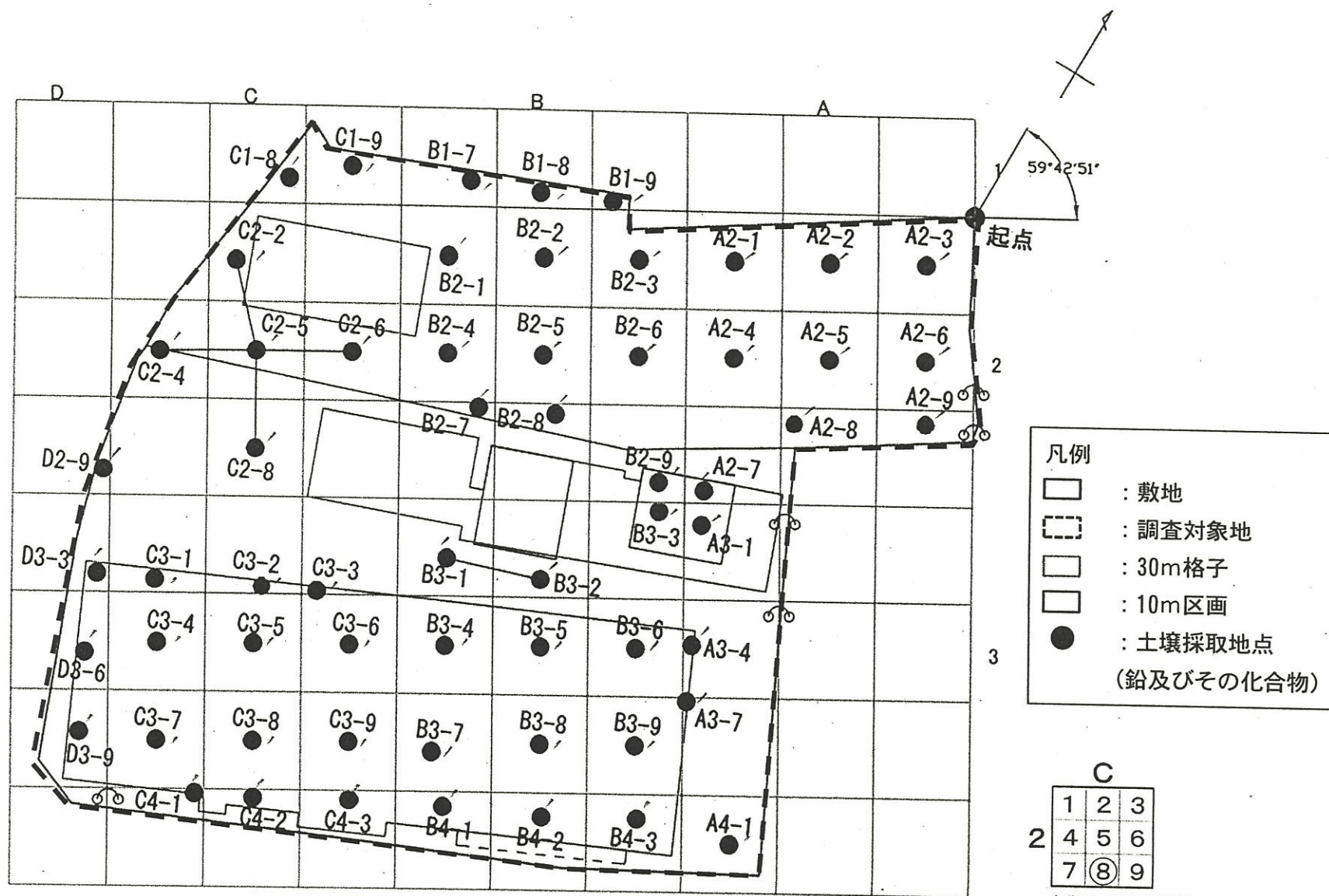


図 5-5 調査地点 (第二種特定有害物質 (鉛及びその化合物))

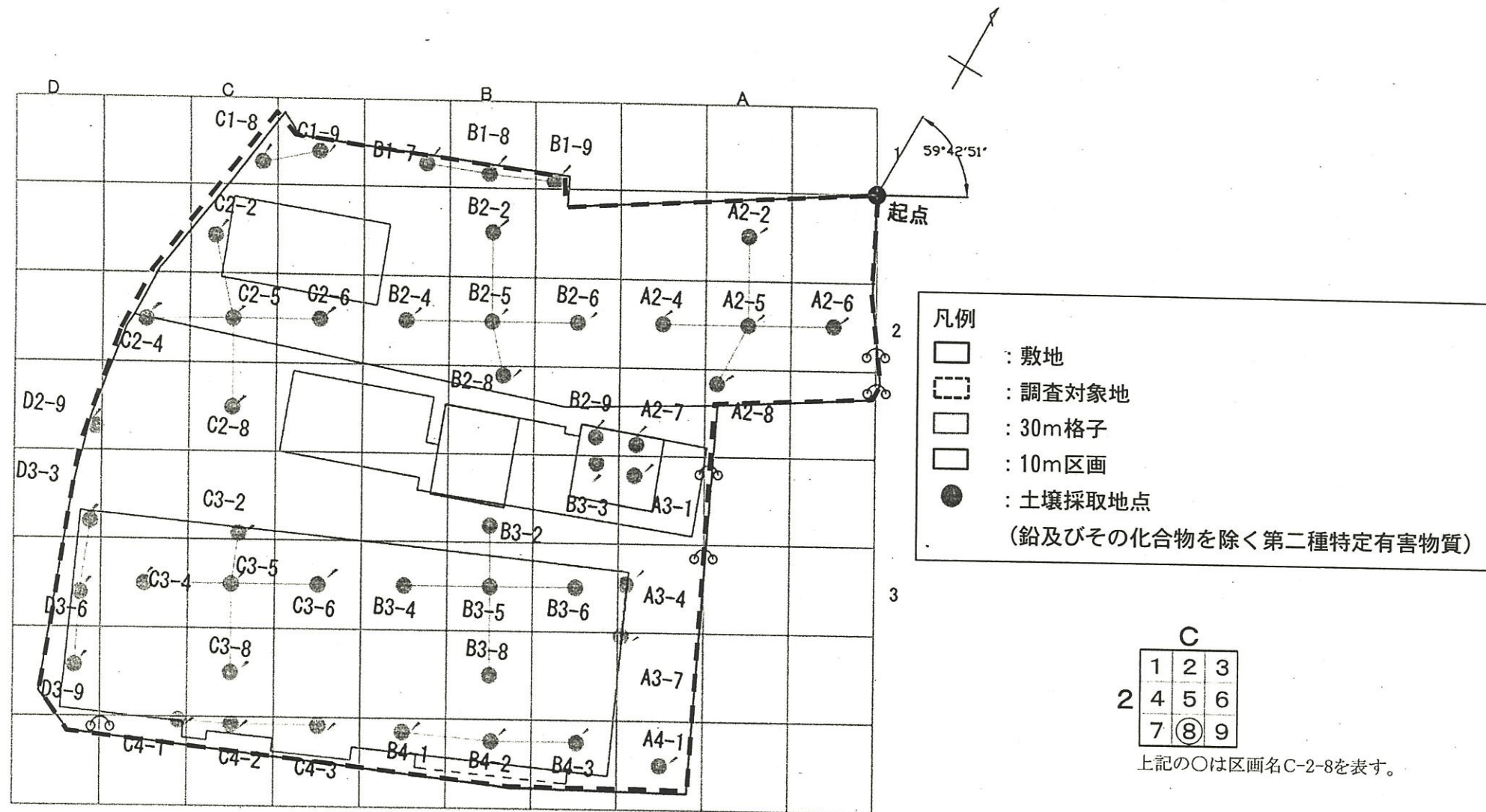


図 5-6 調査地点（第二種特定有害物質（鉛及びその化合物を除く））

5-3. 調査結果

(1) 第一種有害物質

調査結果を表 5-2 に示す。

表 5-2 調査結果

単位：ppm

試料名	採取日	クロロエチレン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン
A2	2019/10/20	ND	ND	ND
A3	2019/10/19	ND	ND	ND
A4	2019/10/20	ND	ND	ND
B1	2019/10/20	ND	ND	ND
B2-4	2019/10/20	ND	ND	ND
B2-5	2019/10/20	ND	ND	ND
B2-7	2019/10/19	ND	ND	ND
B2-8	2019/10/19	ND	ND	ND
B3-1	2019/10/19	ND	ND	ND
B3-2	2019/10/19	ND	ND	ND
B3-5	2019/10/19	ND	ND	ND
B4	2019/10/19	ND	ND	ND
C1	2019/10/20	ND	ND	ND
C2-5	2019/10/20	ND	ND	ND
C2-6	2019/10/20	ND	ND	ND
C2-8	2019/10/20	ND	ND	ND
C3-2	2019/10/20	ND	ND	ND
C3-3	2019/10/20	ND	ND	ND
C3-5	2019/10/19	ND	ND	ND
C4	2019/10/19	ND	ND	ND
D2	2019/10/20	ND	ND	ND
D3	2019/10/19	ND	ND	ND

ND（不検出）：定量下限値未満を示す。

(2) 第二種有害物質

調査結果を表 5-3～5-9 に、基準不適合状況を図 5-9 に示す。

表 5-3 調査結果

試料名		A2 (2, 4, 5, 6, 8)	A2-7	A3 (1) A3-1	A3 (4, 7)	A4 (1)	B1 (7, 8, 9)	B2 (2, 4, 5, 6, 8)	B2-9	基準値
分析項目 (単位)										
第二種特定有害物質	土壌溶出量	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		六価クロム化合物 (mg/L)	<0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.02	<0.02	<0.005	<0.005
		シアン化合物 (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
		水銀及びその化合物 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
		アルキル水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
		セレン及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
		砒素及びその化合物 (mg/L)	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.006	<0.006	<0.005	0.01以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/L)	<0.13	<0.27	<0.22	<0.30	<0.13	<0.17	<0.14	0.8以下
	土壌含有量	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1以下
		六価クロム化合物 (mg/kg)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下
		シアン化合物 (mg/kg)	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	250以下
		水銀及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	50以下
		セレン及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	15以下
		砒素及びその化合物 (mg/kg)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	150以下
		ほう素及びその化合物 (mg/kg)	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	4000以下

表 5-4 調査結果

試料名		B3 (2, 4, 5, 6, 8)	B3-3	B4 (1, 2, 3)	C1 (8, 9)	C2 (2, 4, 5, 6, 8)	C3 (2, 4, 5, 6, 8)	C4 (1, 2, 3)	D2 (9)	D3 (3, 6, 9)	基準値
分析項目 (単位)											
第二種特定有害物質	土壌溶出量	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
		六価クロム化合物 (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
		シアン化合物 (mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
		水銀及びその化合物 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
		アルキル水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
		セレン及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
		砒素及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/L)	<0.38	<0.21	<0.22	<0.08	<0.09	<0.29	<0.19	<0.23	0.8以下
	土壌含有量	カドミウム及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1以下
		六価クロム化合物 (mg/kg)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下
		シアン化合物 (mg/kg)	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	250以下
		水銀及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	50以下
		セレン及びその化合物 (mg/kg)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	15以下
		砒素及びその化合物 (mg/kg)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	150以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/kg)	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	4000以下
		ほう素及びその化合物 (mg/kg)	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	4000以下

- 備考) 1. 基準は「都条例」に示されている汚染土壌処理基準を示す。
2. 「<」は「定量下限値未満」であることを示す。
3. 土壌含有量については、乾燥固形物あたりの測定値である。
4. 「+」は共存物質の影響により下限値を変更していることを示す。
5. 「検出されないこと」とは「定量下限値未満」であることを示す。

表 5-5 調査結果

試料名			A2-1	A2-2	A2-3	A2-4	A2-5	A2-6	A2-7	A2-8	A2-9	A3-1	A3-4	基準値
分析項目 (単位)														
第二種特定有害物質	土壌溶出量	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.007	0.007	0.007	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.007	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	土壌含有量	鉛及びその化合物 (mg/kg)	30	38	49	13	34	30	30	13	19	25	14	150以下

表 5-6 調査結果

試料名			A3-7	A4-1	B1-7	B1-8	B1-9	B2-1	B2-2	B2-3	B2-4	B2-5	B2-6	基準値
分析項目 (単位)														
第二種特定有害物質	土壌溶出量	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	0.008	0.010	0.010	0.007	0.006	0.010	0.010	0.006	0.010	0.01以下
	土壌含有量	鉛及びその化合物 (mg/kg)	10	<10	<10	14	14	14	<10	12	19	13	14	150以下

表 5-7 調査結果

試料名			B2-7	B2-8	B2-9	B3 (1, 2)	B3-3	B3-4	B3-5	B3-6	B3-7	B3-8	B3-9	基準値
分析項目 (単位)														
第二種特定有害物質	土壌溶出量	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	土壌含有量	鉛及びその化合物 (mg/kg)	18	14	18	<10	20	11	10	12	13	10	16	150以下

表 5-8 調査結果

試料名			B4-1	B4-2	B4-3	C1-8	C1-9	C2 (2, 4, 5, 6, 8)	C3-1	C3-2	C3-3	C3-4	C3-5	基準値
分析項目 (単位)														
第二種特定有害物質	土壌溶出量	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	土壌含有量	鉛及びその化合物 (mg/kg)	15	<10	52	18	13	12	16	15	14	23	17	150以下

表 5-9 調査結果

試料名			C3-6	C3-7	C3-8	C3-9	C4-1	C4-2	C4-3	D2-9	D3-3	D3-6	D3-9	基準値
分析項目 (単位)														
第二種特定有害物質	土壌溶出量	鉛及びその化合物 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	0.01以下
	土壌含有量	鉛及びその化合物 (mg/kg)	14	21	13	13	12	<10	18	<10	18	21	17	150以下

- 備考) 1. 基準は「都条例」に示されている汚染土壌処理基準を示す。
 2. 「<」は「定量下限値未満」であることを示す。
 3. 土壌含有量については、乾燥固型物あたりの測定値である。
 4. ■部は基準不適合を示す。
 5. 「検出されないこと」とは「定量下限値未満」であることを示す。

6-3. 詳細調査結果

詳細調査結果を表 6-2 に、基準不適合状況を図 6-3 に示す。

表 6-2 詳細調査結果

地点名 深度	項目 (単位)	A 2 - 2 鉛及び その化合物 【溶出量】 (mg/L)
	表 層※1	0.014
-0.6m		0.007
-1.0m		0.001
-2.0m		0.001
-3.0m		—
-4.0m		—
-5.0m		—
-6.0m		—
-7.0m		—
-8.0m		—
-9.0m		—
-10.0m		—
地下水		— ※2
基 準		0.01 以下

- 備考)
1. 基準は東京都条例に示されている汚染土壌処理基準を示す。
 2. 土壌含有量については、乾燥固型物あたりの測定値である。
 3. ■部は基準不適合を示す。
 4. 「—」部は調査対象外の為、未測定であることを示す。
 5. ※1 は概況調査時の調査結果を示す。
 6. ※2 は地下水が確認されなかったため、未実施を示す。

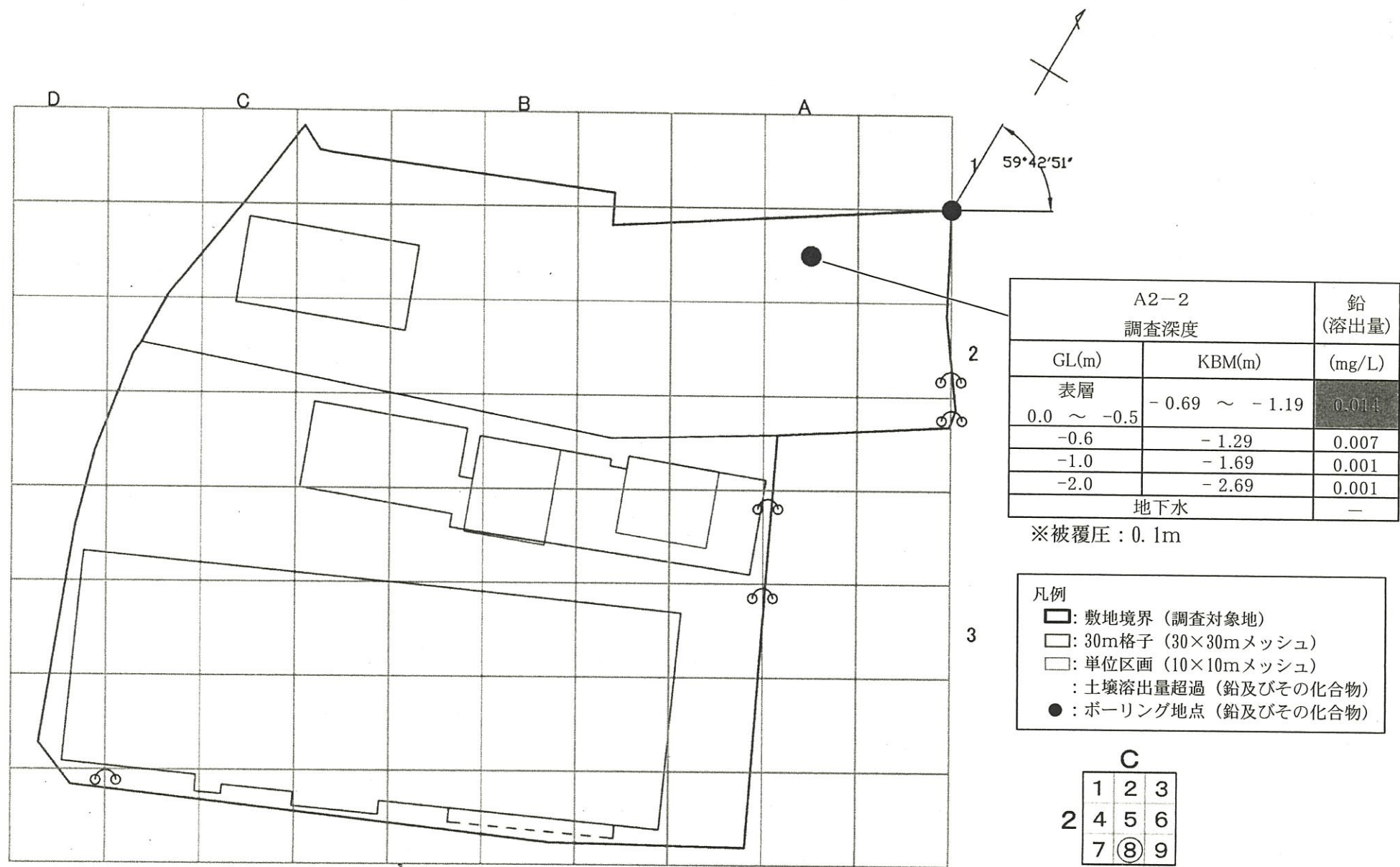


図 6-3 基準不適合状況

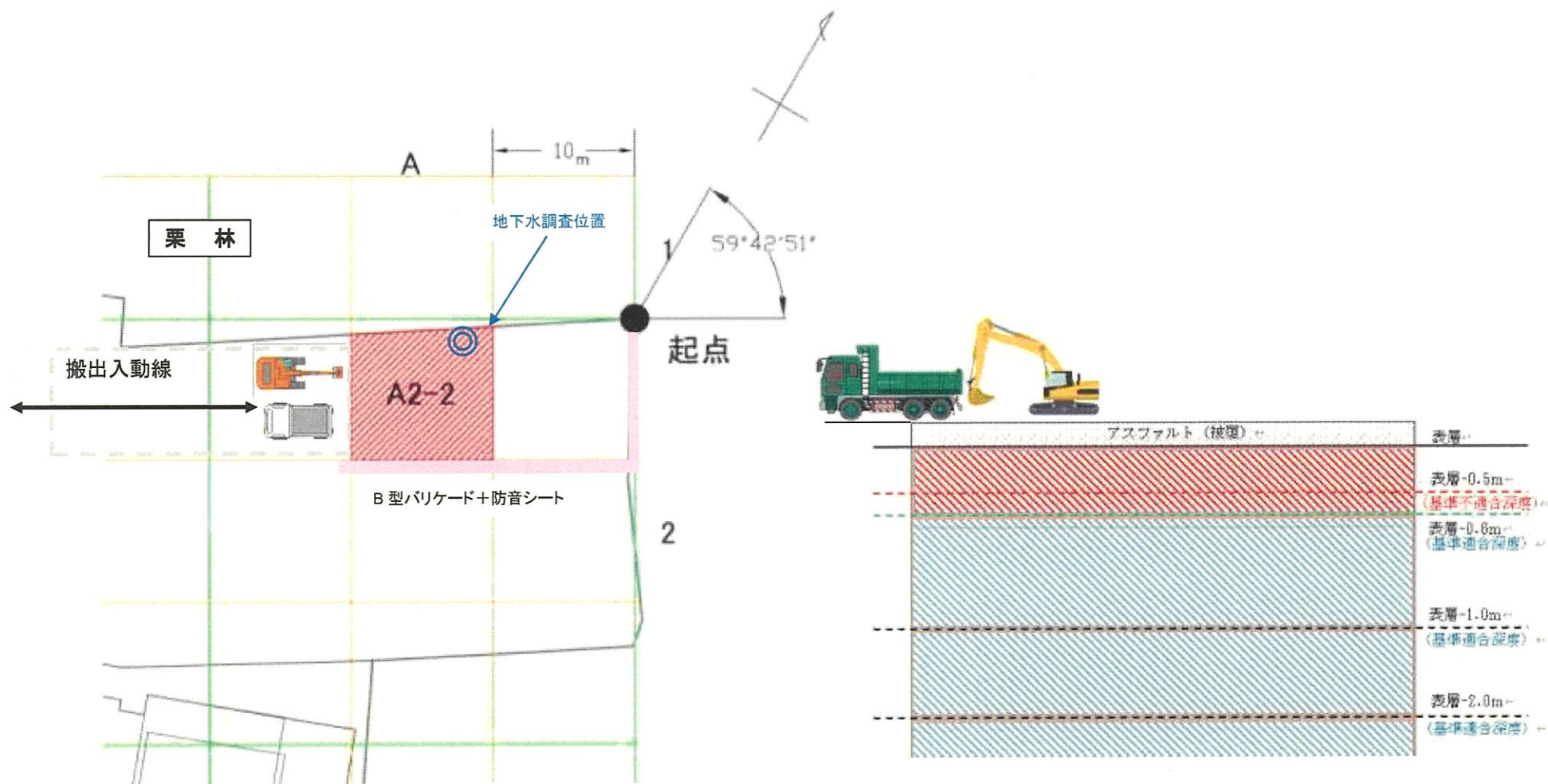


図 4-2(2) 施工平面図・断面図及び地下水調査位置(実施)